
より良い十日町市立中学校の創造と実現のために
～十日町市立中学校のあり方についての提言～

令和6年3月19日

十日町市立中学校のあり方検討委員会

目次

1	はじめに	1
2	十日町市の中学校をめぐる現状と今後の見込み	
(1)	十日町市の人口と将来推計	2
(2)	中学校生徒数の今後の見込み	3
(3)	学校規模の現状と今後の見込み	4
(4)	十日町市学校教育の諸側面	5
(5)	国県の動向など	8
3	十日町市立中学校のあり方についての提言	
(1)	十日町市教育大綱及び学校教育の重点の実現を踏まえた学校教育のあり方	
①	「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」の育成	9
②	小中一貫教育の推進	9
③	コミュニティ・スクールの推進	9
④	学力の向上	10
⑤	不登校やいじめへの対応・対策	10
⑥	多様な選択肢の創出	10
⑦	スポーツ・文化活動環境の構築	11
(2)	学校教育に必要な環境整備（教職員体制、施設・設備の整備等）	
⑧	教育活動の充実・教員の充足	12
⑨	学校施設・教育環境の充実	12
(3)	中学校の適正な配置	
⑩	長期的視点に立つ適正な配置	13
⑪	中期的視点に立つ適正な配置	13
(4)	再編に伴う留意事項及び対策（通学手段、地域への配慮等）	
⑫	通学条件	14
⑬	閉校後の施設活用	14
⑭	地域との関わり	14
4	おわりに	15
5	資料編	
資料1	十日町市立中学校のあり方検討委員会設置要綱	17
資料2	十日町市立中学校のあり方検討委員会委員名簿	19
資料3	提言依頼書	20
資料4	十日町市立中学校のあり方検討委員会開催経過・協議内容	21
資料5	市立中学校生徒数の実績と推移	22
資料6	十日町市学校教育の重点	24
資料7	教職員の配置基準・体制等	26
資料8	市立中学校配置図	28
6	用語解説	29

1 はじめに

全国的な少子化によって児童生徒数が減少しており、少子化に対応した学校規模の適正化は多くの自治体で大きな課題となっています。十日町市でも学級数及び学級人数の小規模化が進んでおり、学校における教育や生活、さらには学校運営など様々な面に影響を及ぼすことが懸念されています。今後、少子化がさらに進む中、学校の小規模化に伴う諸問題への対応は、将来にわたって継続的に検討しなければならない重要な課題です。

こうした状況を踏まえ、十日町市教育委員会は、子どもたちにとって、より望ましい教育環境の整備と充実した学校教育の速やかな実現を進めるため、令和元年5月に「第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針」を策定しました。この方針では、子どもの豊かな学びと育ちの実現を図るため、一定規模の学級数を確保するべく小学校においては1学年1学級以上であること、中学校においては1学年2学級以上であることを基本方針としました。

基本方針については、令和3年度に実施した「十日町市第2次学区適正化方針に関するアンケート調査」の結果から、小・中学校ともに回答した保護者の8割以上が賛成でしたが、具体的な学校の再編計画については、特に中学校で再編を必要とする回答が低い結果となりました。また、地域自治組織連絡協議会からも中学校の再編計画について再検討が必要であるとの意見をいただきました。

このような状況から、市立中学校については改めて再編計画を検討する必要があるため、「十日町市立中学校のあり方検討委員会」が設置され、十日町市教育長より令和4年11月1日に「十日町市立中学校のあり方」についての提言依頼を受けました。

生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、学校は一定の集団規模が確保されていることが望ましいと言えます。しかし、地域コミュニティの核でもある学校統合の判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変困難な課題でもあります。

本検討委員会では、十日町市の中学校の現状や多様化する社会情勢を踏まえた上で、将来を担う子どもたちがふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きていくための環境整備や充実した学校教育の実現についての審議を重ね、提言のとりまとめを行いました。

本提言が、より良い十日町市立中学校の創造と実現のための基盤となることを願います。

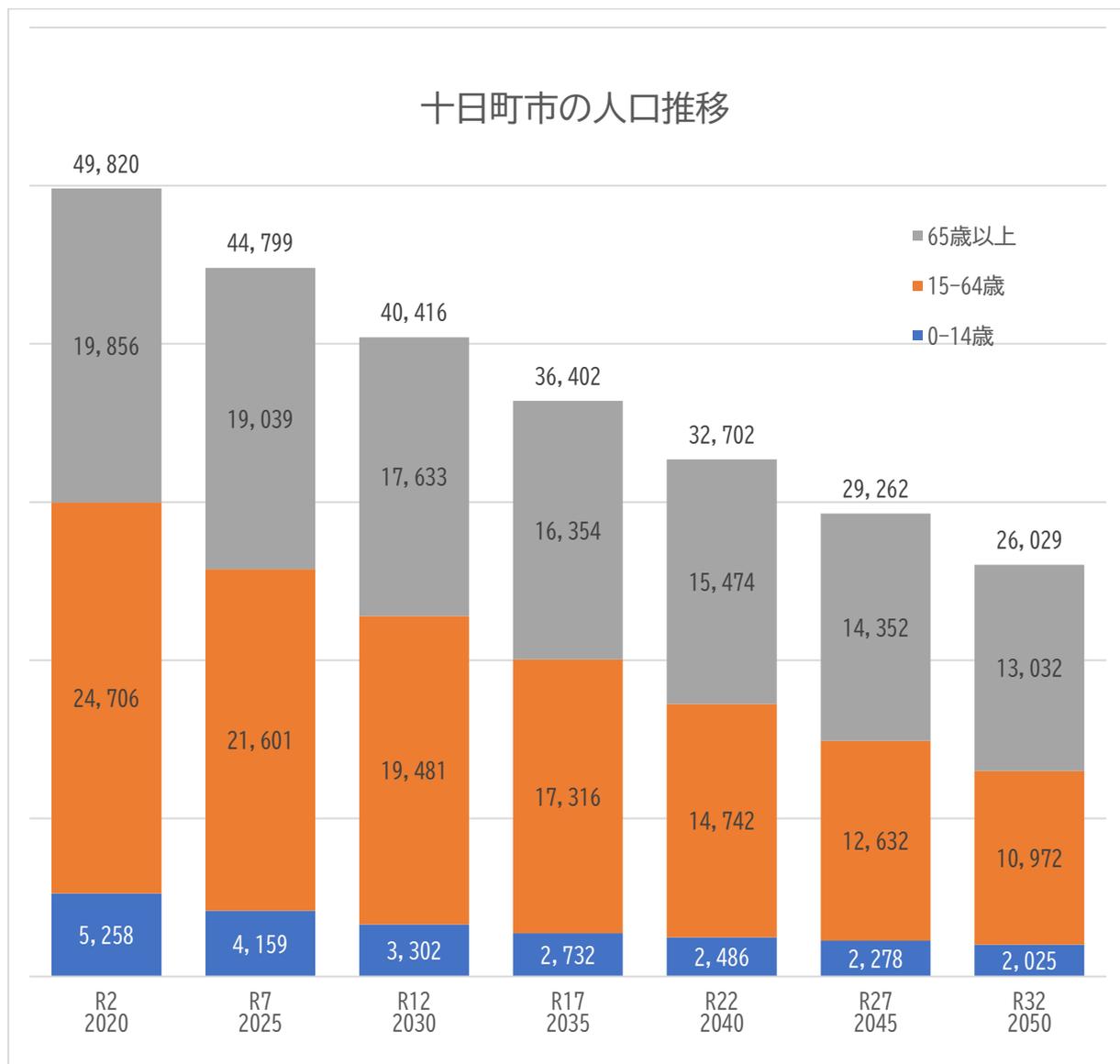
2 十日町市の中学校をめぐる現状と今後の見込み

(1) 十日町市の人口と将来推計

十日町市の人口は、昭和25(1950)年の104,318人をピークに減少が続き、令和2(2020)年では49,820人(2020年国勢調査)となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、十日町市の人口は今後さらに減少し続け、令和22(2040)年には32,702人、令和32(2050)年には26,029人に減少すると推計されています。

国全体では、平成20(2008)年を境に人口減少局面に入っています。また、新潟県では、平成9(1997)年の249.2万人をピークに減少が続いています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別推計人口」

(2) 中学校生徒数の今後の見込み

十日町市の中学校の生徒数は、令和5(2023)年で1,200人ですが、令和12(2030)年には927人となる見込みであり、令和17(2035)年には620人とほぼ半減する見込みです。

令和5(2023)年 → 令和12(2030)年：273人減・22.8%減

令和5(2023)年 → 令和17(2035)年：580人減・48.3%減

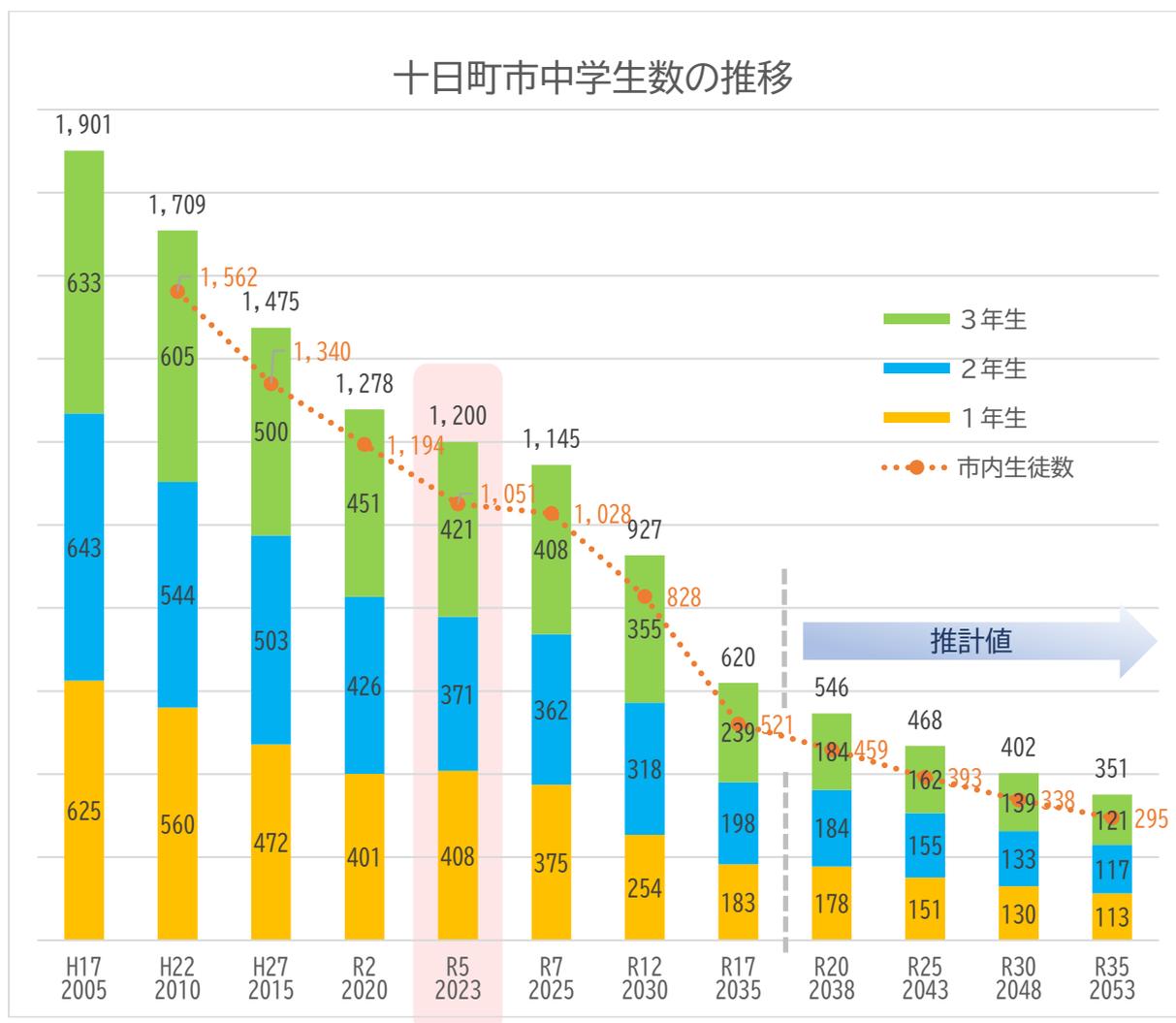
これらには十日町市外の中学校に通う生徒も含まれており、十日町市内の中学校に通う生徒だけを見ると、令和5(2023)年の1,051人から令和12(2030)年には828人となる見込みであり、さらに令和17(2035)年には521人となる見込みです。

令和5(2023)年 → 令和12(2030)年：223人減・21.2%減

令和5(2023)年 → 令和17(2035)年：530人減・50.4%減

さらに、その後の生徒数は、令和25(2043)年には468人、令和30(2048)年には402人、令和35(2053)年には351人と推計され、令和5(2023)年から30年の間に約7割も減少すると見込んでいます。学びの多様性から市外の中学校や中等教育学校へ進学する生徒は例年1学年あたり40人程度と多く、今後も一定程度見込まれ、市内中学校の生徒数はさらに減少すると考えられます。

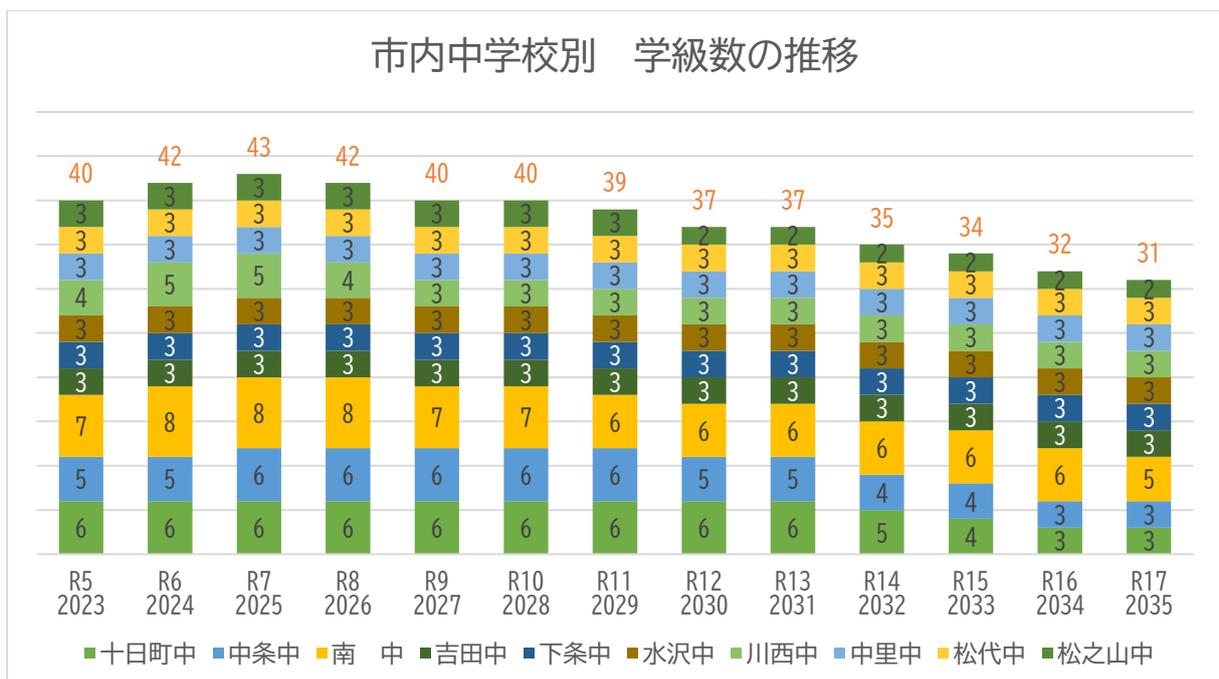
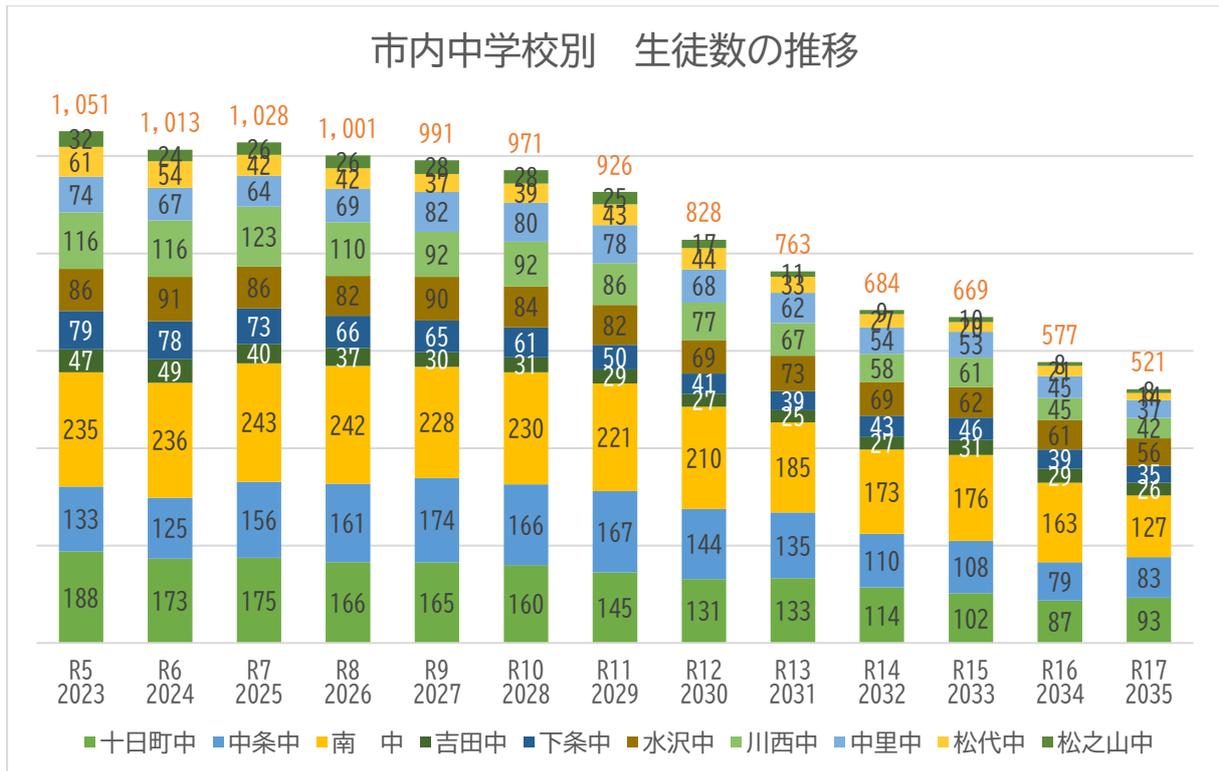
【参考】資料5



(3) 学校規模の現状と今後の見込み

学校規模は、国の法令上、小・中学校ともに12～18学級を標準としています。十日町市の現状（令和5（2023）年度）は、中学校10校中、標準規模校はなく、全10校が小規模校（3～11学級）となっています。令和12（2030）年度には、松之山中学校で2学年（以上）を1学級とする複式学級*1ができる見込みであり、過小規模校（1～2学級）となります。

生徒数は今後も減少し続け、多くの中学校で学級数の減少が見込まれることから、配当教職員数も減少する見込みです。



(4) 十日町市学校教育の諸側面

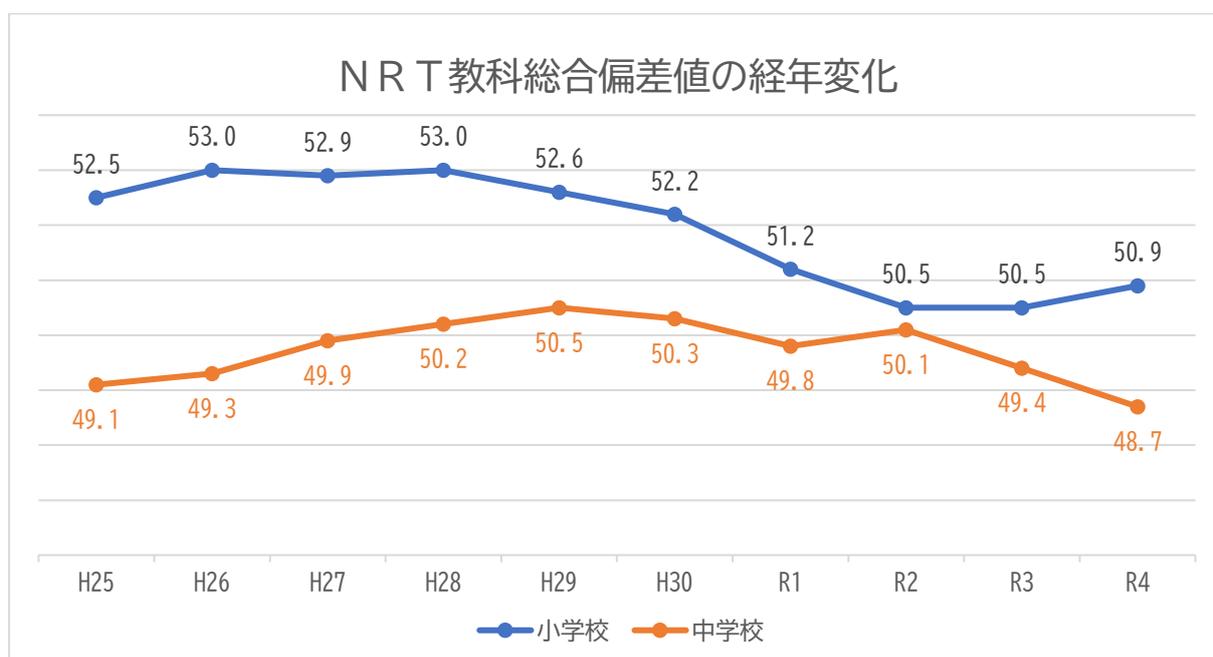
毎年4月に小学2年生以上で行っているNRT標準学力検査^{*2}の成績は、概ね学年を追う毎に低下しています。それに伴って、学力の伸び悩む児童生徒は増加する傾向があります。学習方法の工夫や家庭学習の充実など児童生徒、教員はもとより、家庭を含む地域全体において課題解決の意識を高めていく必要があります。

十日町市の中学校の特別支援学級^{*3}は、現状(令和5(2023)年度)では10校全てに設置されています。61人が在籍し、これは全生徒の6%に相当します。特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室^{*4}で特別支援教育を受ける生徒は増加し続けており、特に通級による指導を受ける生徒は大幅に増加しています。

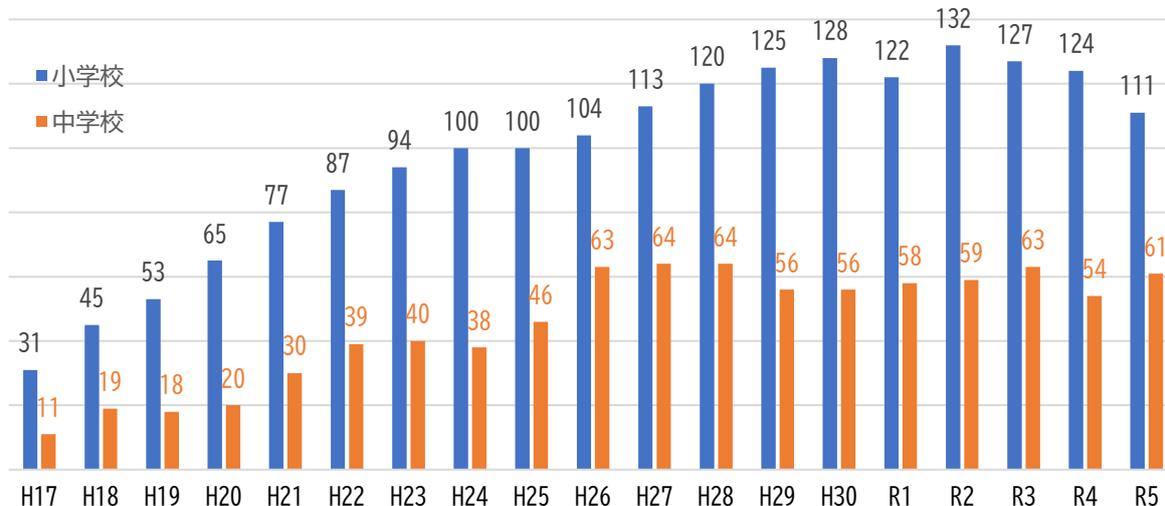
小・中学生における長期欠席者のうち、不登校による年間欠席日数が30日を超える児童生徒数は、令和4(2022)年度は99人で、前年度から18人増加しました。不登校児童生徒の割合は2.99%で、前年度から0.62%増加しています。不登校の児童生徒数及び割合は3年連続で増加し、いずれも過去最多となっています。中学生の不登校の要因として一番多いのが「無気力・不安」で、「学業の不振」「生活リズムの乱れ・あそび・非行」と続きます。不登校児童生徒に対する支援では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立する」ことを目指す必要があります。

小・中学生のいじめ認知件数は、令和3(2021)年度まで増加していましたが、令和4(2022)年度は小・中学生とも大幅に減少し155件(前年度から63件減)でした。児童生徒1,000人当たりの認知件数は46.8件で、前年度から16.7件減少しています。令和6(2024)年1月末時点で重大事態に発展したケースは0件、いじめの解消状況は154件・99.4%となっています。

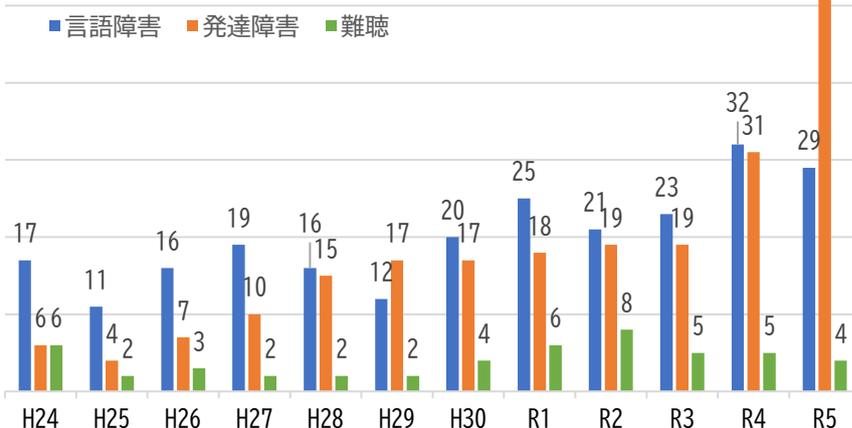
学力向上や特別支援教育、不登校・いじめの問題などは、学校のあり方や規模、配置等を検討する上で欠かせない項目であると同時に、学校現場やそれを取り巻く地域全体において不断の検討と工夫が求められる観点です。



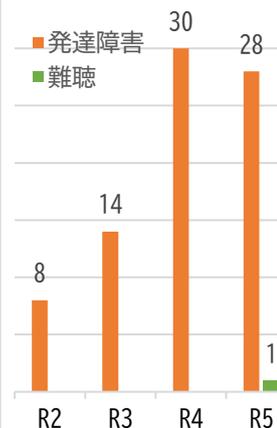
特別支援学級 在籍児童生徒数の推移（人）



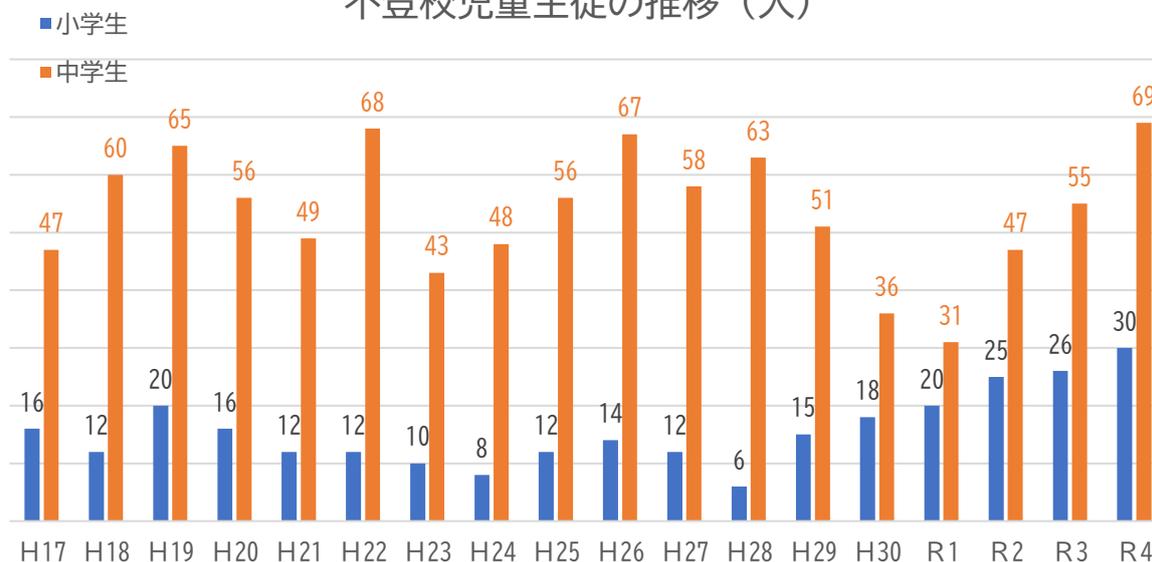
通級による指導を受けている児童数の推移【小学生】（人）



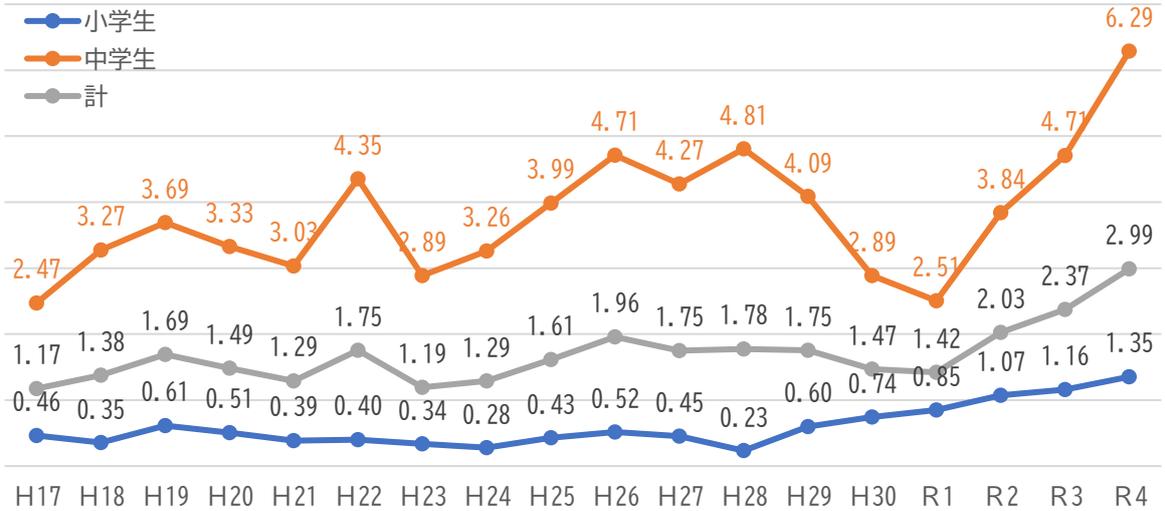
通級による指導を受けている生徒数の推移【中学生】（人）



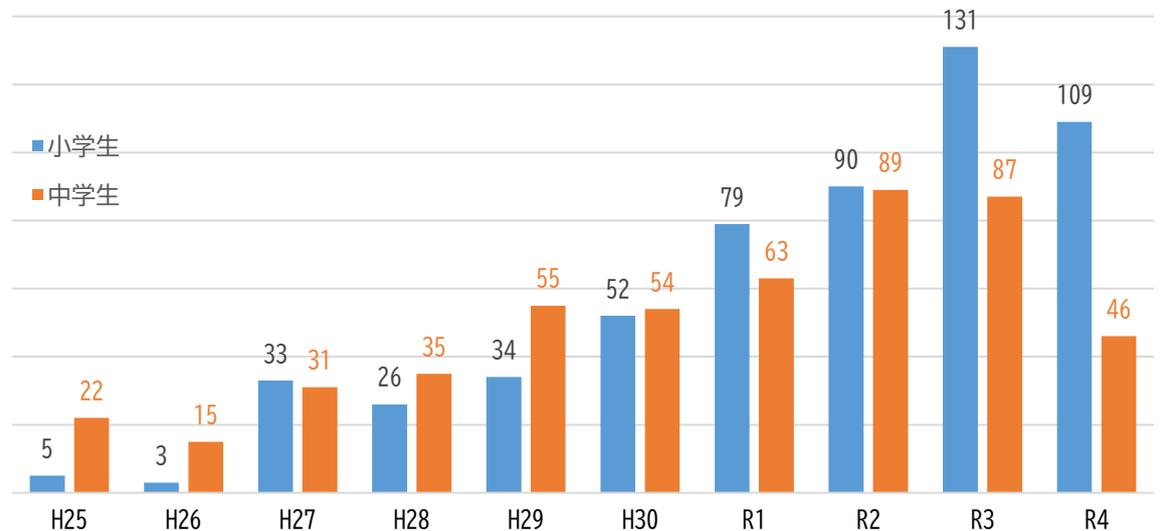
不登校児童生徒の推移（人）



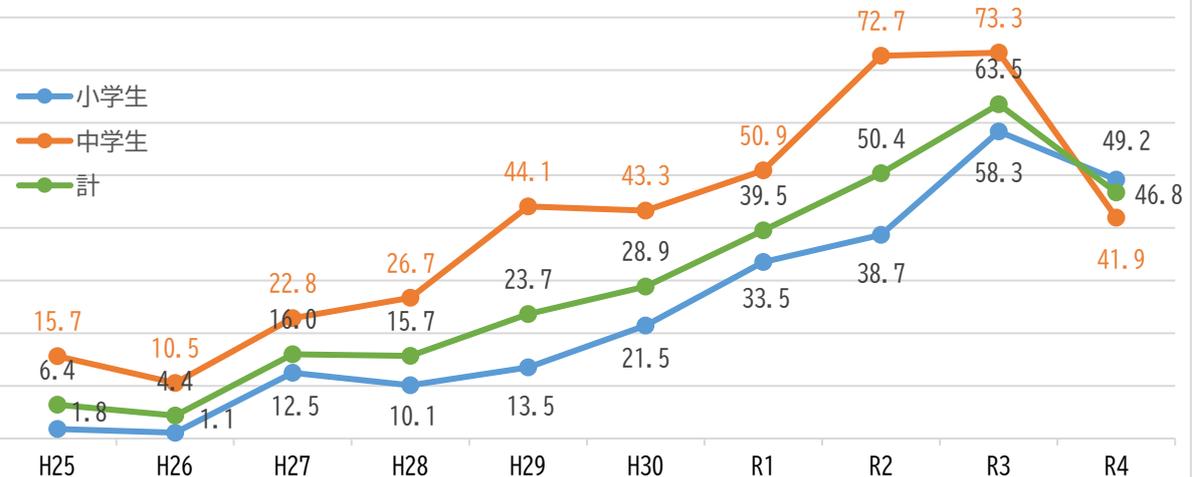
不登校児童生徒数割合の推移 (%)



いじめの認知件数の推移 (件)



いじめの認知率の推移 (件) (1,000人当たりの認知件数)



(5) 国県の動向など

『「令和の日本型教育」の構築を目指して(令和3年1月26日中央教育審議会*5 答申)』では、「一人ひとりの児童生徒が自分の可能性や良さを認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる必要があります」としています。

国は、『Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日)』において、教職員定数の改善など学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、学校における働き方改革、教師の資質能力の向上、地域と学校の連携・協働の推進などを進めるとともに、ICT環境や施設整備を進めること等の点が重要であるとしています。

他の都道府県と同様に、新潟県においても教員の不足は深刻で、その確保は喫緊の課題となっていますが、教員志望者も少ない状況です。教員不足の解消を図るためには、学校が魅力的な職場であり、教職は子どもの成長に直向き合えるやりがいのある職であることを改めて認識していただくことが重要です。実際にそうであるような環境整備も必要ですし、働き方改革を進めることも求められています。加えて、教職員一人ひとりが高い自覚を持ち、教師としての力量を向上させようとする意識を持つことも必要です。



3 十日町市立中学校のあり方についての提言

(1) 十日町市教育大綱及び学校教育の重点の 実現を踏まえた学校教育のあり方

① 「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」の育成

十日町市学校教育のめあてにもあるように、一人ひとりの自己有用感を育むことを大切にしていけることが求められます。それに合わせて、達成感を持てる活動や自分を表現できる活動の創出、自他を認め合える雰囲気の醸成が重要です。

コミュニケーション能力、判断力、リーダーシップ、責任感などを備え、主体的・協働的に行動することの意味や価値を知る中学生の育成を望みます。

これらのために、教科等の知識や技能を習得するだけでなく、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力・表現力・判断力や問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要です。

【参考】資料6

② 小中一貫教育の推進

各中学校区において生徒一人ひとりが中学校卒業時の心身の成長や学力の向上の姿をゴールに描き、小・中学校9年間を通じた教育活動の充実を図っていくことが重要です。自己有用感を育む学習指導・特別支援教育・生徒指導が行われる中で、いわゆる中1ギャップへの効果的な対応や、当市ならではの小中一貫教育の具体的な取組を作り上げていくことが望まれます。

③ コミュニティ・スクール^{*6}の推進

十日町市学校教育のめあてを各学校が実現するためには、地域とともに行動することや社会総がかりで子どもたちを育てる体制づくりを進めていくことが重要です。地域学校協働活動として地域行事や学校行事に取り組み、保育園や小学校とも活動する、地域一体となった教育が進められる中で、学校づくりや地域づくりに取り組んでいくことが求められます。

これは、学校と地域が地域の歴史や文化、伝統、自然、人材、産業、宝物を生かすように働きかけて、生徒が学び、理解し、発信し、継承していく取組でもあります。地域に出て、地域の方から様々なことを学び、ともに体験することを通して、ふるさと愛を高めることにもつながっていきます。

コミュニティ・スクールの概念を緩やかに拡大することで、地域にとっても学校にとってもよい活動を考えていくことができます。それらの活動を評価し改善を図りながら、学校と地域との連携の仕方も工夫していくことが望まれます。

④ 学力の向上

「学校教育の重点」の共通課題である『学力向上』については、学力を高める授業改善が提示されています。その前提として、5教科について教科専門の教員による指導、および経験年数や専門性などバランスのとれた教職員が配置されることが求められます。それにより、ICT活用を含めて関心や習熟度を考慮した授業選択が可能となります。

⑤ 不登校やいじめへの対応・対策

「学校教育の重点」の共通課題である『不登校・いじめの減少』については、不登校・いじめを生まない風土づくりと指導体制の確立が提示されています。前者に関連して、登校を思い迷う生徒も安心して過ごすことができるよう、適応指導教室^{*7}の充実など学習環境を整えることも必要と考えられます。後者については、スクールカウンセラーの確保を図るとともに、複数担任制の導入などにも取り組むことが望まれます。

⑥ 多様な選択肢の創出

中央教育審議会答申（令和3年1月26日）では個別最適な学びが掲げられていますが、これは「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念とされています。この個別最適な学びのためには、各学校においては、個別最適な学習とICT活用のために時間割を工夫すること、関心や習熟度に応じた授業選択、体調や天候に起因する登校と在宅の選択など、生徒に多様な選択肢を用意していくことも求められます。

様々な関心をもつ多様な子どもたちの希望に添い、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献できるよう、家庭や地域、企業などが協働して子どもたちを育てる取組を行うことが望まれます。これも含めて、正解が一つではないことを学ぶ場をつくる必要があります。

大きな仕組みとしては、十日町市の中学校で学びたいと他の地域から人が来るような、選ばれる学校づくりが望まれます。同時に、市立中学校に加えて県立・私立の中等教育学校や高校附属中学校など、生徒に学ぶ場の多様な選択肢があることがよいと考えられます。



⑦ スポーツ・文化活動環境の構築

部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）が進められている中、地域の単位スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブと連携すること、地域指導者を育成すること、中学校体育連盟や吹奏楽連盟等と連携して取り組むこと、高等学校の指導者との連携や高校生との合同練習を取り入れることなどが重要です。

スポーツや文化活動を行うにあたって、種目や活動場所、参加日など、生徒の選択肢をできるだけ確保することが望めます。また、習熟度や参加頻度などにかかわらず誰でも参加できる活動や、地域のサークル等とともに行う活動など、幅広いつながりが持てるような工夫も求められます。活動範囲や地域が広がることから、移動などに関する支援も必要です。

令和5年度市立中学校部活動部員数

No.	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10						
	十日町		中条		南		吉田		下条		水沢		川西		中里		松代		松之山						
学校名	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男計	女計	男女合計		
1 陸上競技	22	8	17	7	19	19	12	12	18	8	3	11	18	11	15	9	26	7	9	7	159	99	258		
2 バスケットボール	18	14	12	3	18	12					9				8	6					65	35	100		
3 軟式野球	15		9	2	26		11	1	15		14	1	15								105	4	109		
4 バレーボール		21		19		23				15		11		13				12			0	114	114		
5 ソフトテニス	15	9			22	17															37	26	63		
6 卓球	16	6	17	6	18	10			1	1	15	8	12	12	9	11					88	54	142		
7 剣道					2	1															2	1	3		
8 スキー	クロスカントリー		3	1			3	3	9	6	2	3	1	2	2	1	2	1		1	3	2	25	20	45
	アルペン																	4	1	1		5	1	6	
9 吹奏楽	5	14	5	12	1	24	1	9	5	15	2	4	4	14	2	4	2	10			27	106	133		
男女別計	94	73	60	49	109	109	33	28	41	42	44	37	51	51	36	31	32	31	13	9	513	460	973		
合計	167		109		218		61		83		81		102		67		63		22						

※ふれあいの丘支援学校は、部活動を設置していない。



3 十日町市立中学校のあり方についての提言

(2) 学校教育に必要な環境整備 (教職員体制、施設・設備の整備等)

⑧ 教育活動の充実・教員の充足

「学校教育の重点」の重点事項の第一に情報教育が挙げられているように、PCやタブレット等を積極的に活用して充実した教育活動を展開することが重要です。これにより、すべての生徒がICTを活用して学ぶ機会が保障される環境が整えられます。他校や他学級との授業や交流、登校できない際の在宅授業の選択など、ICTの活用により選択肢を充実させることが可能となります。

居心地がよいと思える、何でも相談しやすい、挑戦し失敗してもよいなど、自分の居場所があると感じる環境を創り出すことも求められます。

これらのためには、教員が意欲的に取り組み、生徒が夢を持てるような環境や仕組みを整備することが望めます。5教科で複数人体制がとれる教員数を確保すること、事務的作業、施設管理責任などの教員の業務量を抜本的に低減する取組を行うことも重要です。

【参考】資料7

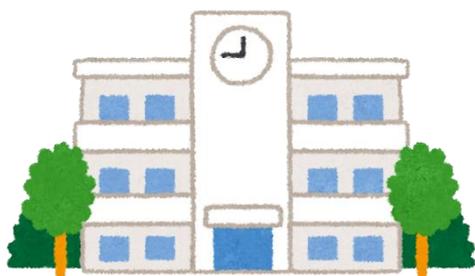
⑨ 学校施設・教育環境の充実

「学校教育の重点」の重点事項には、人権教育、体育・健康教育、食育も挙げられています。ジェンダーレス等に対応した多様性のある施設整備、バリアフリーや異常気象等に対応した安全安心な施設整備が求められ、さらには子どもからお年寄りまで誰でも集える地域コミュニティの場として活用されることが望めます。

地産地消を推進し、給食内容を充実させることは、食育にもふるさと教育にもよい面があります。

校外においても、不審者による犯罪や交通事故の防止、冬期間や降雪時の配慮など、安全安心な通学路を確保することが重要です。

これらの取組を進めるにあたって、後援会等に頼り過ぎない経費負担と予算執行の仕組みの実現を検討する必要があります。学校と教育委員会が速やかに情報共有できる仕組みづくりも求められます。



3 十日町市立中学校のあり方についての提言

(3) 中学校の適正な配置

⑩ 長期的視点に立つ適正な配置

市の総合計画等が策定される中で、公民館やコミュニティセンター、児童センター、福祉センターなどの公共施設と併設の幼保こ小中一体の複合型学校施設なども将来の検討対象となり得ます。しかし、30年後の十日町市を考えると、人口予測から見て中学校は全市で1校とすることが、子どもたちの学びにとってふさわしいことと考えられます。各学年3学級以上で5教科の教員複数配置が可能となり、特別支援学級、通級指導教室もすべてこの1校に設置されます。市内全域からの通学となるため、上越魚沼地域振興快速道路など交通網の進展を考慮した上で将来を見据えた適地に新設し、スクールバスや路線バス、鉄道など通学方法の整備・充実を図って、通学負担を軽減します。そこはまた、自然災害等から安全性の高い場所でなければなりません。

その際には、特色ある教育活動や課外活動を展開し、生徒だけでなく市民が誇りに思い魅力的で自慢したくなる学校にすること、そのための構想や方針を市民が十分理解し協力していける体制づくりが望まれます。

⑪ 中期的視点に立つ適正な配置

現在の幼稚園・保育園・認定こども園の園児たちが10年後の中学生です。現在の中学校10校体制を維持することは学年単学級の学校や複式学級の学校が生じ、全教科に教員を配置することさえ困難になります。既存校舎の活用や新校舎の建設により全市で新設の中学校を2校または3校とすることで、提言(1)(2)を実現でき得る各学年3学級の適正規模が保たれ、子どもたちの学びを保障できます。

中学校2校とする場合、信濃川東側と西側、あるいは市域の南側と北側に配置することも考えられます。(小規模)特認校^{*8}や学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{*9}のように制度化されたものの他にも、分校的な位置づけのサブキャンパス、サテライト校といった制度が可能となれば、そのような新しい学校の形を取ることも検討対象です。

市の教育大綱の基本施策では、(1)学校教育の充実、(2)特色ある教育活動の推進、(3)学校教育施設の整備が挙げられています。これらは当然すべての学校に当てはまることですが、統合後の中学校では、それぞれにその中でも特に力を入れる分野、特色ある教育を行って、全市で中学生が学校を選択できるようにすることも考えられます。

特色ある教育活動、通学状況、地域性の観点から、小規模校を維持することもあります。

10年後の中学生の学びと育ちを保障しつつ、さらにその先を見据えた学校づくりと、住民や行政、議会の熟議が求められます。

3 十日町市立中学校のあり方についての提言

(4) 再編に伴う留意事項及び対策 (通学手段、地域への配慮等)

⑫ 通学条件

文部科学省『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』（平成27年1月27日）では、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安（15頁）としています。通学時間はこれに準ずるとともに、生徒の利便性に配慮してスクールバス等の安全確実な運行体制を構築すること、併せて路線バスや鉄道など公共交通を利用することが重要です。災害発生時に帰宅困難にならないような通学体制についても考えなければいけません。

【参考】資料8

⑬ 閉校後の施設活用

前掲手引においては、「廃校施設等の利用については、学校に代わる地域コミュニティのための施設として活用する観点からも、まちづくりの総合戦略の一環として、その在り方を積極的に検討することが期待」（30頁）されています。十日町市においては、生徒の放課後・休日等の活動拠点、文化・スポーツの活動拠点、地域の防災拠点、地域のコミュニティや交流の場、子どもからお年寄りまで誰でも集える場として様々に活用することが望まれます。公民館など公的機能を含めた複合型施設としての利活用や、福祉施設、観光施設、工場、倉庫といった民間企業等による利活用など、広い視野での利活用を検討する必要もあります。

【十日町市の主な閉校施設活用例】

学校名	閉校時期	活用例
貝野小学校	令和3年3月	グランピング、雪上キャンプ施設
奴奈川小学校	平成26年3月	奴奈川キャンパス（大地の芸術祭作品）
六箇小学校	平成21年3月	精密板金加工工場
真田小学校	平成17年3月	絵本と木の実の美術館（大地の芸術祭作品）

⑭ 地域との関わり

中学校区の再編成においては、関係する各地域の理解と同意を得て進めることが必要です。その際には新しい中学校と各地域の行事や日常的な関わりについてもどうあるべきか考えておかなければなりません。前掲手引においては、統合後の学校と地域との関係が希薄化することが懸念されるので「学校が関わる地域が広がること」をメリットとして最大限生かす取組を工夫すること（29頁）が例示されています。十日町市においても、中学校と地域とのつながりや関わりが途絶えることのないよう、地域と学校の協働関係を構築できるように工夫する必要があります。行政も地域も中学校に主体的に関わる仕組みづくりを検討し実践すること、学校運営における多様性の確保ができるように工夫する必要があります。

4 おわりに

今回の提言は、令和元年5月の「第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針」策定以降の様々な状況変化を反映させました。

現在、各学年3学級を維持している中学校は市内に存在せず、半数以上が学年単学級の学校です。そして、令和12年度には複式学級が編成される中学校が生じる可能性が高い状況です。このような中、学区再編は10年後より早めることがあっても先送りすることは避けなければなりません。そのためには、長期的視点に立つ適正配置に留意しながら中期的視点に立つ適正配置の実現に向けたロードマップを、今後早急にまとめる必要があります。

さらに、学区再編の検討に影響しない提言内容については、速やかに検討を行い実施に向けて取り組むことを望みます。



5 資料編

資料1	十日町市立中学校のあり方検討委員会設置要綱	17
資料2	十日町市立中学校のあり方検討委員会委員名簿	19
資料3	提言依頼書	20
資料4	十日町市立中学校のあり方検討委員会開催経過・協議内容	21
資料5	市立中学校生徒数の実績と推移	22
資料6	十日町市学校教育の重点	24
資料7	教職員の配置基準・体制等	26
資料8	市立中学校配置図	28

○十日町市立中学校のあり方検討委員会設置要綱

令和4年10月4日

教育委員会告示第19号

(設置)

第1条 市立中学校のあり方について、市の教育ビジョン、教育環境等を踏まえた中長期的な視点で捉えることにより、十日町市立中学校の適正規模・適正配置等を調査・検討するため、十日町市立中学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その成果を十日町市教育委員会に提言する。

- (1) 教育大綱等の十日町市の教育ビジョンの実現を図る上での中学校教育のあり方について
- (2) 十日町市全体の今後の教育活動や学習環境の変化を考慮した上での中学校教育のあり方について
- (3) 十日町市立中学校の適正な規模及び配置のあり方について
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 小・中学生の保護者
- (4) 学校等関係者
- (5) 社会教育関係者
- (6) 公募委員（未就学児の保護者等）

2 委員の人数は、25人以内とする。

3 委員会に、必要により小委員会を設置することができる。この場合において、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。ただし、最初に招集される会議は教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、又は委員会の会議に出席させて説明を求めることができる。

5 委員会の会議は、会議の公正又は円滑な運営のため委員長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が目的を達し解散する時までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する任務を達成した日に、その効力を失う。

十日町市立中学校のあり方検討委員会委員名簿

No.	区分	所属団体等	氏名
1	学識経験者	新潟大学 教職大学院	【委員長】 雲尾 周
2	地域住民	地域自治組織連絡協議会	【副委員長】 川田 一幸
3	地域住民	十日町地域振興連合会	丸山 公一
4	地域住民	大井田地区振興会	白川 洋平
5	地域住民	十日町南地域自治振興会	福崎 一久
6	地域住民	吉田地域自治振興会	児玉 義昭
7	地域住民	下条地区学校後援会	村山 実
8	地域住民	川西地域振興会	櫃間 英樹
9	地域住民	十日町市第2次学区適正化方針を考える会（中里地域）	南雲 貴裕
10	地域住民	まつだい地域振興会	池田 千文
11	地域住民	松之山自治振興会	小野塚 和生
12	小・中学生の保護者	中条中学校 PTA	木下 佳代子
13	小・中学生の保護者	吉田小学校 PTA	丸山 麻澄
14	小・中学生の保護者	下条中学校 PTA	竹石 匠子
15	小・中学生の保護者	田沢小学校 PTA	中島 絵美
16	小・中学生の保護者	上野小学校 PTA	高橋 菜々子
17	小・中学生の保護者	松代小学校 PTA	小堺 沙織
18	公募委員	公募委員	皆川 有夢
19	公募委員	公募委員	金子 淳一
20	公募委員	公募委員	関口 昌生
21	学校等関係者	十日町市中学校長会	R5. 3. 31 退任 川崎 正男
			R5. 4. 1 就任 山本 平生
22	学校等関係者	十日町市小学校長会	松澤 ゆりか
23	学校等関係者	学校支援地域コーディネーター（中条中学校）	岩田 雅己
24	学校等関係者	（一社）十日町市スポーツ協会	保坂 和則
25	社会教育関係者	十日町社会教育委員	佐藤 幸雄



十日町市立中学校のあり方検討委員会 様

十日町市教育長 渡 辺 正 範

十日町市立中学校のあり方について（提言依頼）

1 提言依頼事項

十日町市立中学校の今後のあり方に関して、次の事項について提言をお願いします。

- ① 十日町市教育大綱及び学校教育の重点の実現を踏まえた学校教育のあり方について
- ② 学校教育に必要な環境整備（教職員体制、施設・設備の整備等）について
- ③ 中学校の適正な配置について
- ④ 再編に伴う留意事項及び対策（通学手段、地域への配慮等）について

2 依頼理由

十日町市教育委員会では、令和元年5月に「第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針」を策定しました。

本方針では、子どもの豊かな学びと育ちの実現を図るため、一定規模の学級数を確保するべく小学校においては「1学年1学級以上であること」、中学校においては「1学年2学級以上であること」を基本方針としました。

基本方針については、令和3年度に実施した「十日町市第2次学区適正化方針に関するアンケート調査」の結果から、小・中学校ともに回答した保護者の8割以上が賛成でしたが、具体的な学校の再編計画については、特に中学校では再編を必要とする回答が低い結果となりました。また、地域自治組織連絡協議会からも中学校の再編計画については再検討が必要であるとのことをご意見をいただいたところです。

このことから、市立中学校については改めて再編計画を検討する必要があることから十日町市立中学校のあり方検討委員会に検討及び提言を依頼します。

検討に当たっては、十日町市の学校教育について次の点を踏まえていただくようお願いいたします。

- (ア) 教育大綱等の十日町市の教育ビジョンの実現を図ることを基本とする。
- (イ) 十日町市全体の今後の教育活動や学習環境の変化を考慮する。

十日町市立中学校のあり方検討委員会開催経過・協議内容

回	開催時期	主な協議題等
1	R4. 11. 1	○委員会の設置 ○委員の委嘱 ○提言依頼 ○正副会長の選任 ○会議日程・内容の確認等 ○配布資料の説明及び質疑
2	R4. 11. 28	○公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月文部科学省） ○学校運営に係る基本的事項の確認（教職員の配置基準・体制等） ○市教育大綱の内容等の確認 ○その他配布資料の説明及び質疑
3	R4. 12. 21	○教育内容の確認 ①学習指導要領の役割、内容、運用状況等 ②コミュニティ・スクールの制度、取組状況、課題等
4	R5. 1. 26	○教育環境の確認（学校施設設備の整備状況等） ①学校の施設設備の整備状況 ②GIGAスクールの整備状況・取組状況
5	R5. 3. 1	○雲尾委員長の講話「これからの中学校教育と地域社会」
6	R5. 3. 29	○委員の意見交換（ワークショップ形式によるグループ討議） ①中学校教育で重視すること ②教育環境で重視すること ③自由意見
7	R5. 4. 27	○教育内容の確認（小中一貫教育等） ○第6回検討委員会（意見交換）グループ討議の取りまとめ
8	R5. 5. 31	○学校視察（湯沢学園・八海中学校・まつのやま学園）
9	R5. 6. 26	○学校視察（湯沢学園・八海中学校・まつのやま学園）の振り返り ○教育内容の確認（部活動の取組等）
10	R5. 7. 24	○教育内容の確認（学力向上の取組）
11	R5. 8. 28	○学校と地域のあり方等の検討 ○不登校・いじめ等の状況と対策
12	R5. 9. 25	○将来人口推計、生徒数推計 ○通学距離・通学方法の考え方 ○中学校教育のあり方について検討（提言案とりまとめの進め方）
13	R5. 10. 26	○提言案のとりまとめ（ワークショップ形式によるグループ討議） 「30年先を見据えた、10年後の十日町市立中学校とは（子どもと学校、地域と学校）」
14	R5. 11. 27	○提言案の検討（ワークショップ形式によるグループ討議） ①提言の前段部分 ②提言(1)十日町市教育大綱及び学校教育の重点の実現を踏まえた学校教育のあり方 ③提言(2)学校教育に必要な環境整備 ④提言(4)再編に伴う留意事項及び対策
15	R5. 12. 21	○中学校の適正配置等の検討（ワークショップ形式によるグループ討議） ①提言(3)中学校の適正な配置（30年後の適正な配置、10年後の適正な配置）
16	R6. 1. 24	○提言内容の検討（ワークショップ形式によるグループ討議）
17	R6. 2. 27	○提言内容の確認
18	R6. 3. 19	○提言の提出

市立中学校生徒数実績 平成22～令和5（2010～2023）年度

学校	年度 学年	生 徒 数														
		2005 H17	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
十日町中	1	110	83	72	76	79	68	70	70	64	76	55	62	73	49	67
	2	96	88	83	73	75	79	68	71	70	64	75	55	62	72	49
	3	104	87	87	82	73	75	79	68	71	70	64	75	55	63	72
	計	310	258	242	231	227	222	217	209	205	210	194	192	190	184	188
中条中	1	66	68	57	62	56	60	66	52	60	55	45	54	55	34	45
	2	76	44	68	57	62	55	60	66	53	60	55	45	54	55	34
	3	65	76	44	68	57	63	56	60	65	52	59	55	45	54	54
	計	207	188	169	187	175	178	182	178	178	167	159	154	154	143	133
南中	1	109	92	96	93	82	91	82	60	80	84	98	82	78	70	85
	2	132	112	91	96	93	84	90	83	59	80	84	98	82	79	70
	3	128	95	112	90	96	93	83	90	83	59	81	84	97	84	80
	計	369	299	299	279	271	268	255	233	222	223	263	264	257	233	235
吉田中	1	33	33	24	25	28	21	20	19	25	22	18	15	13	20	14
	2	28	29	33	24	25	28	21	20	19	25	22	18	15	13	20
	3	34	22	29	33	24	26	29	21	20	19	25	22	18	15	13
	計	95	84	86	82	77	75	70	60	64	66	65	55	46	48	47
下条中	1	53	46	30	38	27	30	28	29	21	21	27	26	24	27	28
	2	35	29	46	29	38	27	30	29	29	21	21	27	26	24	27
	3	46	50	29	47	28	38	27	30	29	29	21	21	27	26	24
	計	134	125	105	114	93	95	85	88	79	71	69	74	77	77	79
水沢中	1	47	41	43	50	49	52	41	45	33	41	38	43	19	33	34
	2	64	44	41	43	50	49	52	41	46	34	41	39	41	19	33
	3	56	47	44	40	43	50	49	53	41	46	34	41	39	41	19
	計	167	132	128	133	142	151	142	139	120	121	113	123	99	93	86
川西中	1	79	59	59	61	56	68	53	68	49	51	44	39	44	29	43
	2	70	66	59	58	61	56	68	53	68	49	50	44	39	44	29
	3	75	77	66	59	58	61	56	68	53	69	50	51	44	39	44
	計	224	202	184	178	175	185	177	189	170	169	144	134	127	112	116
中里中	1	77	54	55	47	36	43	31	36	45	38	45	28	24	32	20
	2	77	39	55	55	47	36	41	30	36	44	38	45	29	24	32
	3	65	45	39	55	54	48	36	40	30	37	46	39	45	29	22
	計	219	138	149	157	137	127	108	106	111	119	129	112	98	85	74
松代中	1	25	22	17	16	24	20	17	18	27	26	20	15	23	26	12
	2	46	30	21	17	16	24	20	16	18	26	26	19	15	23	26
	3	39	29	30	21	17	16	24	18	16	17	26	26	19	15	23
	計	110	81	68	54	57	60	61	52	61	69	72	60	57	64	61
松之山中	1	26	18	23	17	12	16	15	10	13	9	7	10	16	6	9
	2	19	19	18	22	17	12	16	15	10	13	9	7	11	16	7
	3	21	18	19	18	22	17	12	16	15	10	13	9	7	11	16
	計	66	55	60	57	51	45	43	41	38	32	29	26	34	33	32
市内計		1,901	1,562	1,490	1,472	1,405	1,406	1,340	1,295	1,248	1,247	1,237	1,194	1,139	1,072	1,051
市外	1	未	44	42	49	49	37	49	38	39	28	29	27	54	44	51
	2	未	44	44	42	49	49	37	49	38	39	28	29	27	54	44
	3	未	59	44	44	42	49	49	37	49	38	39	28	29	27	54
	計	未	147	130	135	140	135	135	124	126	105	96	84	110	125	149
合計		1,901	1,709	1,620	1,607	1,545	1,541	1,475	1,419	1,374	1,352	1,333	1,278	1,249	1,197	1,200

注) 令和5年度までの生徒数実績は各年5月1日現在。平成25年以前の市外新入生人数は推計。

市立中学校生徒数推計 令和6～令和17（2024～2035）年度

学校	学年	生徒数											生徒数				
		2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2038 R20	2043 R25	2048 R30	2053 R35
十日町中	1	57	51	58	56	46	43	42	48	24	30	33	30				
	2	67	57	51	58	56	46	43	42	48	24	30	33				
	3	49	67	57	51	58	56	46	43	42	48	24	30				
	計	173	175	166	165	160	145	131	133	114	102	87	93	82	70	60	52
中条中	1	46	65	50	59	57	51	36	48	26	34	19	30				
	2	45	46	65	50	59	57	51	36	48	26	34	19				
	3	34	45	46	65	50	59	57	51	36	48	26	34				
	計	125	156	161	174	166	167	144	135	110	108	79	83	73	63	54	47
南中	1	81	77	84	67	79	75	56	54	63	59	41	27				
	2	85	81	77	84	67	79	75	56	54	63	59	41				
	3	70	85	81	77	84	67	79	75	56	54	63	59				
	計	236	243	242	228	230	221	210	185	173	176	163	127	112	96	83	72
吉田中	1	15	11	11	8	12	9	6	10	11	10	8	8				
	2	14	15	11	11	8	12	9	6	10	11	10	8				
	3	20	14	15	11	11	8	12	9	6	10	11	10				
	計	49	40	37	30	31	29	27	25	27	31	29	26	23	20	17	15
下条中	1	23	22	21	22	18	10	13	16	14	16	9	10				
	2	28	23	22	21	22	18	10	13	16	14	16	9				
	3	27	28	23	22	21	22	18	10	13	16	14	16				
	計	78	73	66	65	61	50	41	39	43	46	39	35	31	26	23	20
水沢中	1	24	28	30	32	22	28	19	26	24	12	25	19				
	2	34	24	28	30	32	22	28	19	26	24	12	25				
	3	33	34	24	28	30	32	22	28	19	26	24	12				
	計	91	86	82	90	84	82	69	73	69	62	61	56	49	42	36	32
川西中	1	44	36	30	26	36	24	17	26	15	20	10	12				
	2	43	44	36	30	26	36	24	17	26	15	20	10				
	3	29	43	44	36	30	26	36	24	17	26	15	20				
	計	116	123	110	92	92	86	77	67	58	61	45	42	37	32	27	24
中里中	1	15	29	25	28	27	23	18	21	15	17	13	7				
	2	20	15	29	25	28	27	23	18	21	15	17	13				
	3	32	20	15	29	25	28	27	23	18	21	15	17				
	計	67	64	69	82	80	78	68	62	54	53	45	37	33	28	24	21
松代中	1	16	14	12	11	16	16	12	5	10	5	6	3				
	2	12	16	14	12	11	16	16	12	5	10	5	6				
	3	26	12	16	14	12	11	16	16	12	5	10	5				
	計	54	42	42	37	39	43	44	33	27	20	21	14	12	10	9	8
松之山中	1	8	9	9	10	9	6	2	3	4	3	1	4				
	2	9	8	9	9	10	9	6	2	3	4	3	1				
	3	7	9	8	9	9	10	9	6	2	3	4	3				
	計	24	26	26	28	28	25	17	11	9	10	8	8	7	6	5	4
市内計		1,013	1,028	1,001	991	971	926	828	763	684	669	577	521	459	393	338	295
市外	1	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33				
	2	51	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33				
	3	44	51	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33				
	計	128	117	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	87	75	64	56
合計		1,141	1,145	1,100	1,090	1,070	1,025	927	862	783	768	676	620	546	468	402	351

注) 令和6年度以降の市外入学者は平成30年～令和5年の6年間の津南中等教育への平均入学者数。 令和17年度中学校1学年の生徒は令和4年度生まれ。

十日町市 学校教育の重点

十日町市の目指すまちの姿 選ばれて住み継がれるまち とおかまち

基本方針 1 人にやさしい まちづくり

基本方針 2 活力ある元気な まちづくり

基本方針 3 安全・安心な まちづくり



十日町市では、第二次十日町市総合計画において目指すまちのすがた「選ばれて住み継がれるまち とおかまち」を掲げ、これを実現するために、左記の3つの基本方針を示しました。

さらに、この総合計画の後期基本計画を受けて、教育、文化・スポーツ分野における方向性を示す基本的な計画として、十日町市教育大綱が策定されました。この中でも、次のように基本方針を掲げています。

【ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち】

【誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち】

後期基本計画、教育大綱では、学校教育の充実、特色ある教育活動の推進により、次世代の十日町市を担う子どもの育成を求めています。

これらの上位計画と、学習指導要領、そして今日的な教育課題を踏まえ、十日町市の全ての児童生徒の健やかな成長のために市立小学校、中学校、特別支援学校が取り組むべきことを、ここに「十日町市学校教育の重点」として示します。

十日町市教育委員会

目標値

		[目標値]	[令和2年度末]
住む地域や十日町市が好きな児童生徒の割合	小学生(3～6年)	96.8%以上	95.9%
	中学生	90.0%以上	91.5%
NRT平均偏差値	小学生	53.0以上	50.5
	中学生	50.0以上	50.1
不登校である児童生徒の割合	小学生	0.80%以下	1.07%
	中学生	2.90%以下	3.84%
いじめはどんな理由があっても許されない行為であると答える児童生徒の割合	小学生	100%	89.4%◆
	中学生	100%	79.3%◆
特別支援教育にかかわる研修会(校内外不問)に年1回以上参加した教員の割合	教員	100%	72.0%
[英語を話せるようになるために勉強したい]と思う児童生徒の割合	小学生	85.0%以上	81.1%
	中学生	80.0%以上	75.9%
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小学生	90.0%以上	81.9%
	中学生	80.0%以上	72.0%
全国体力テストにおいて平均を50.0としたときの点数(小学5年生 中学2年生)	小学生	前年を維持または上回る	男子 53.3 ◆
			女子 54.5 ◆
	中学生	前年を維持または上回る	男子 55.3 ◆
			女子 53.9 ◆

※令和2年度末(前期総合基本計画最終年度)の数値を比較対象として示します。
 ※◆印のデータは、令和2年度調査未実施のため、令和元年度のデータを示しています。

十日町市教育委員会

十日町市学校教育のめあて

「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」の育成

小中一貫教育の推進

自己有用感を育む

学習指導

特別支援教育

生徒指導

保幼小接続

小学校

中学校

高校等との連携

特別支援学校

【共通課題】

学力の向上 …… 学力を高める授業改善、自ら学ぶ学習習慣の確立
 不登校・いじめの減少 …… 不登校・いじめを生まない風土づくりと指導体制の確立
 特別支援教育の充実 …… 一人一人の教育的ニーズに応じた指導、支援の質的向上

コミュニティ・スクールの推進

家庭・地域との連携

特色ある教育活動の推進

英語教育

- 小学校外国語の教科、外国語活動の円滑な実施
- 外国のくらしや文化への理解
- 英語によるコミュニケーション能力の伸長

ふるさと学習

- 十日町市の歴史、文化、自然、産業等についての学び
- ふるさと教材の有効活用
- ふるさとを愛する心情の育成

重点事項

情報教育

GIGAスクール構想の実現により、教育の情報化を図り教育活動にICTを効果的に活用するとともに、情報活用能力及び情報モラルの向上を図ります。

人権教育、同和教育

人権を尊重し、互いを認め合う態度と行動力を育てるために、同和教育を中核とした人権教育を推進します。

体育・健康教育

体力の向上、健康の保持増進のために、運動習慣の確立や規則正しい生活習慣への意識づけを図ります。また、感染症等についての正しい知識を身に付け、感染を防止し安心して生活できる実践力を育成します。

道徳教育

特別の教科「道徳」を要としつつ学校の教育活動全体を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。各学校は、家庭や地域、中学校区と連携して推進します。

キャリア教育

社会的、職業的自立に向けて必要な意欲や態度、知識や技能の育成を視野に入れ、地域社会と関わり、夢や希望を志につなげる学習活動を展開します。

食育

食への関心を高めながら、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、地産地消を大切にして生涯にわたり健全な食生活を実践しようとする態度を育成します。

努力事項 SDGs(持続可能な開発目標)を意識して取り組みます。

図書館教育

情報館等と連携しながら学校図書館の計画的な活用を図り、多様な読書活動を促し読書習慣の形成に努めます。

福祉・ボランティア教育

様々な交流を通して、思いやりの心や感謝の心、奉仕の精神を学ぶとともに、社会の形成者として共に支え合い、よりよい社会をつくらうとする態度の育成に努めます。

環境教育

様々な体験的な活動を通して、自然環境の大切さについて考え、身近な環境の保全やよりよい環境の創造に向けた実践力や資質の向上に努めます。

防災教育

家庭、地域、行政と連携し、様々な災害の危険から自ら命を守り抜こうとする防災意識と主体的な行動力の育成に努めます。

○教職員の配置基準・体制等

1 校長・教諭等の配置基準（県の一般配当基準から引用）（単位：学級、人）

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
小学校	2	3	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
中学校	4	6	8	9	10	11	13	15	16	18	20	21	22	23	24	26	28	30

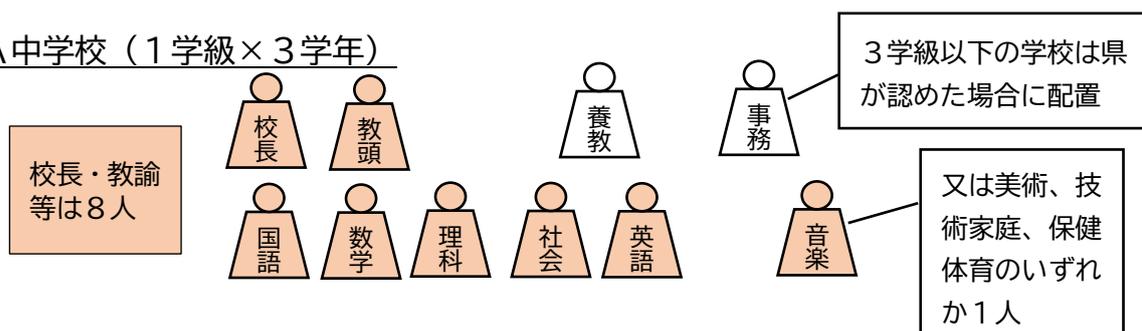
※校長・教諭等には教頭を含め、養護教諭等、栄養教諭等、事務職員を含まない

<校長・教諭等以外の教職員の基本的な配当基準>

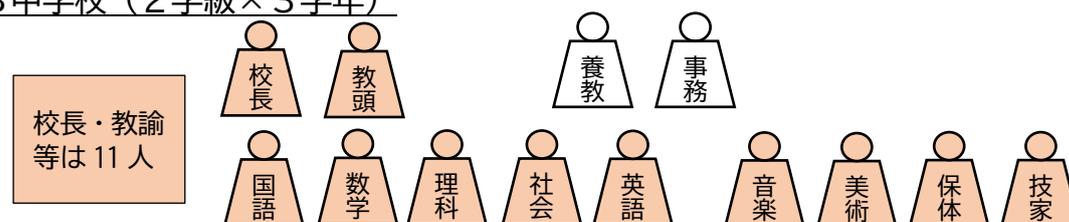
- ◆養護教諭等：小中ともに3学級以上の学校に1人配当
- ◆栄養教諭等：原則として共同調理場に1人配当／550人以上の単独校に1人配当
- ◆事務職員：小；4学級～26学級の学校に1人配当
：中；4学級～20学級の学校に1人配当

2 中学校教職員の配置例（栄養教諭等は非表示）

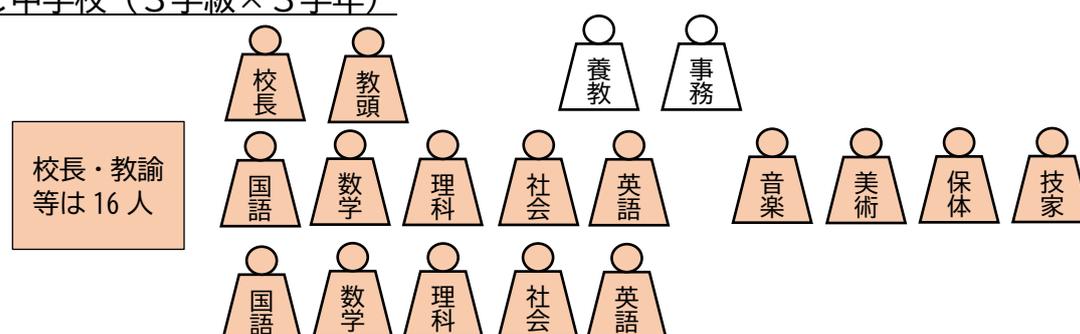
A中学校（1学級×3学年）



B中学校（2学級×3学年）



C中学校（3学級×3学年）



3 市立中学校の教職員体制（令和5年度）

（単位：学級、人）

学校	学級数（うち 特支学級）	教 員				基礎 定数	養護 教諭	栄養 教諭	事務 職員	加配	合計
		校 長	教 頭	教 諭	講師・ 助教諭 （常勤）						
十日町中	8（特2）	1	1	11	2	15	1	1	2	3	22
中条中	7（特2）	1	1	11	0	13	1	0	1	0	15
南中	11（特3）	1	1	15	2	19	1	0	1	3	24
吉田中	4（特1）	1	1	7	0	9	1	0	1	0	11
下条中	5（特2）	1	1	7	1	10	1	0	1	0	12
水沢中	5（特2）	1	1	6	2	10	1	0	1	2	14
川西中	6（特1）	1	1	7	2	11	1	1	1	0	14
中里中	5（特2）	1	1	8	0	10	1	0	1	2	14
松代中	4（特1）	1	1	7	0	9	1	0	1	0	11
松之山中	4（特1）	1	1	7	0	9	1	0	1	0	11
計		10	10	86	9	115	10	2	11	10	148

※本表は市費負担職員（管理員、給食調理員、教育支援員等）を除く教職員の実数である。
 ※加配は、少人数学習、生徒指導、通級指導等が行われる場合に措置される。

4 中学校の教員数等の推移

（単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
教員数（全県）	5,165	5,087	5,004	4,962	4,902	4,807	4,750	4,755	4,749	4,713	4,692
生徒数（全県）	63,367	62,251	60,358	58,851	56,940	55,315	54,441	53,720	53,720	52,709	52,334
教員採用数（全県）	141	85	70	51	66	94	171	113	168	136	161
倍率（全県）	5.1	9.7	11.4	13.9	7.9	5.2	2.3	4.4	2.3	4.5	3.6
教員数（十日町市）	159	162	160	155	154	150	153	157	154	149	137
生徒数（十日町市）	1,405	1,406	1,340	1,295	1,248	1,247	1,237	1,194	1,138	1,072	1,051

※R3までは中学校のみの採用試験、R4から中・高合わせての採用試験に変更。

5 市立小・中・特別支援学校教員の生活根拠地別、年代別構成（令和4年度）

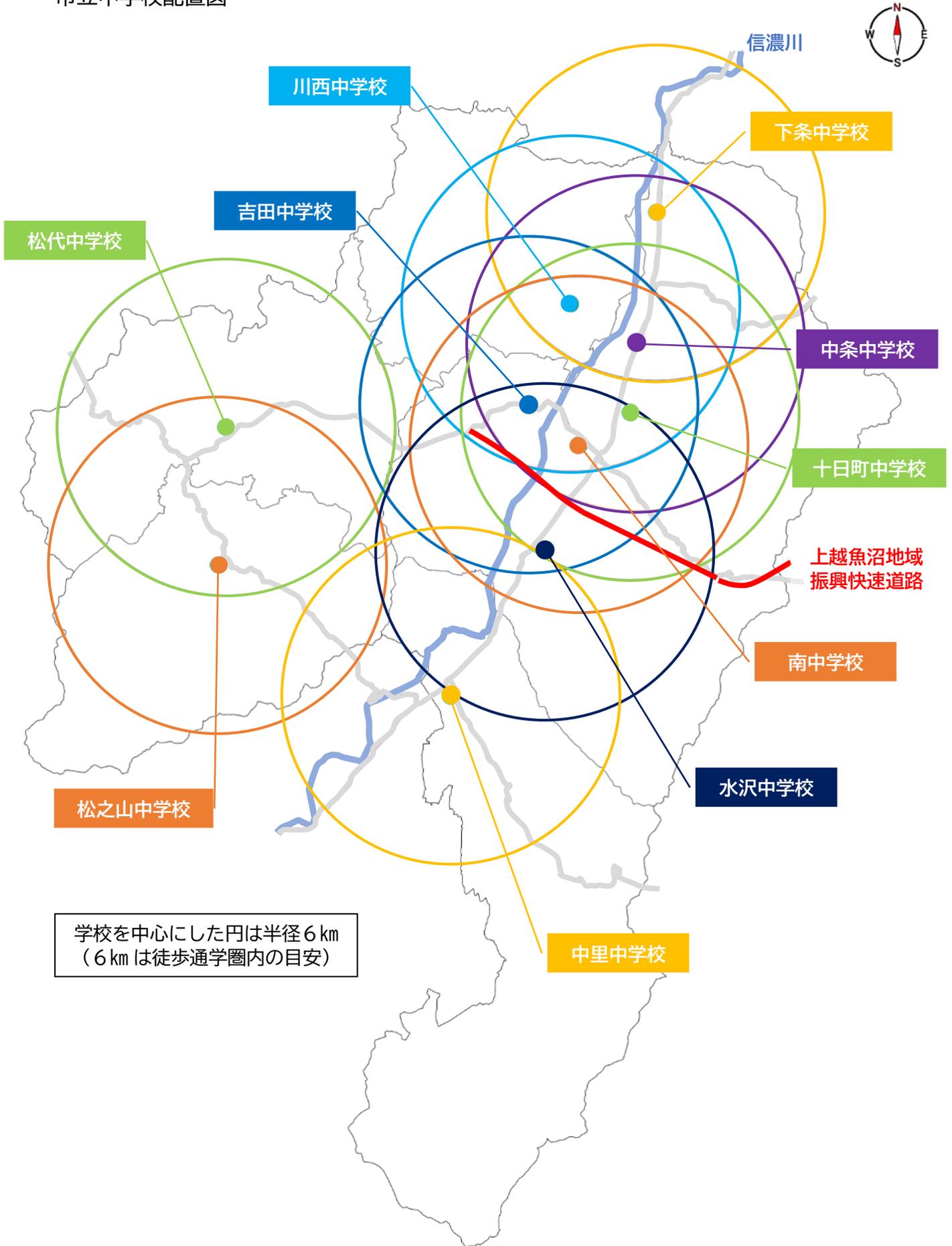
生活根拠地	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代	合計
十日町市・津南町	72人 (20.8%)	49人 (14.2%)	33人 (9.5%)	22人 (6.4%)	176人 (50.9%)
十日町市・津南町以外	42人 (12.1%)	34人 (9.8%)	43人 (12.4%)	51人 (14.7%)	170人 (49.1%)
計	114人 (32.9%)	83人 (24.0%)	76人 (22.0%)	73人 (21.1%)	346人 (100.0%)

<傾向等>

- 十日町市・津南町を生活根拠地としている教員は、若年層になるほど少ない。
- 十日町市・津南町以外の教員数が約半数を占めている。
- 十日町市は教員確保困難地域に該当。他には魚沼地域（小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町）、佐渡市、下越地域（村上市、阿賀町、関川村、粟島浦村）、上越地域（糸魚川市、妙高市）がある。

※市立小・中・ふれあいの丘支援学校の校長、教頭及び教諭を対象とした。

市立中学校配置図



学校を中心にした円は半径6km
(6kmは徒歩通学圏内の目安)

6 用語解説

■*1 複式学級

1人の教員が二つの学年を同じ教室で同時に指導すること。二つの学年の児童生徒に対して直接的に指導する場面と間接的に指導する場面との二つの活動を組み合わせた学習指導のことを「直間指導」という。一方で、複式学級ですべての教科を直間指導で行うことは児童生徒、教員双方にとって負担が大きいことから、二つの学年に同じ学習内容を、2年間交互に指導を行う「A B年度方式」という形態を取ることがある。

■*2 NRT標準学力検査

特定の学校や地域を超えて比較可能な共通尺度で個人の学力を測定するためのテスト。集団内での相対位置を評価することができる。標準（平均値）を50.0とする。

■*3 特別支援学級

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うために、小学校、中学校等において置くことのできる学級。

■*4 通級指導教室

大部分の授業を小・中学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの。

■*5 中央教育審議会

文部科学省に置かれる最も重要な審議会で、文部科学大臣の諮問に応じて教育、学術、文化に関する基本施策について調査審議し、文部科学大臣に建議することを任務とする。中教審と略称される。

■*6 コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みとして、学校運営協議会を置く学校。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

■*7 適応指導教室

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、その学校復帰を支援するもので、教育委員会が設置・運営する。

■*8 (小規模)特認校

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの。

■*9 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができるもの。